

## 審 査 基 準

令和7年3月21日作成

法 令 名：道路交法
根 拠 条 項：第95条の2第3項
処 分 の 概 要：特定免許情報の記録
原権者（委任先）：秋田県公安委員会
法 令 の 定 め：道路交法第95条の2第1項及び第5項（特定免許情報の記録等） 道路交法施行規則第21条の2（特定免許情報の記録の申請）、 第21条の4（特定免許情報の記録）、第21条の6（免許証の交付を 受けようとする際に行う特定免許情報の記録の申請）、第21条の10 （現に受けている免許の種類と異なる種類の免許に係る免許証の交 付等）、第29条の2の3の2（更新された免許証の交付等）、第31条 の4の2（他の種類の免許に係る免許証の交付に伴う特定免許情報 の記録）
審 査 基 準：  （判断基準が「法令の定め」に尽くされている処分であることから、審査基準を定めることを要しない。）
標 準 処 理 期 間：申請の当日中（警察署等において申請が行われた場合については、 秋田県警察の実情に応じた期間を定める。）
申 請 先：警察本部交通部運転免許センター又は住所地を管轄する警察署の 交通窓口（秋田市市内での手続きは運転免許センター）
問 い 合 わ せ 先：警察本部交通部運転免許センター 管理第二係 （電話 018-863-1111 内線 735-2322）
備 考：